

コミュニティ・スクールとは何か ～法に基づいた学校運営協議会制度の意義～

令和8年 9月30日（水）

文部科学省CSマイスター
明星大学教育学部

朝倉 美由紀

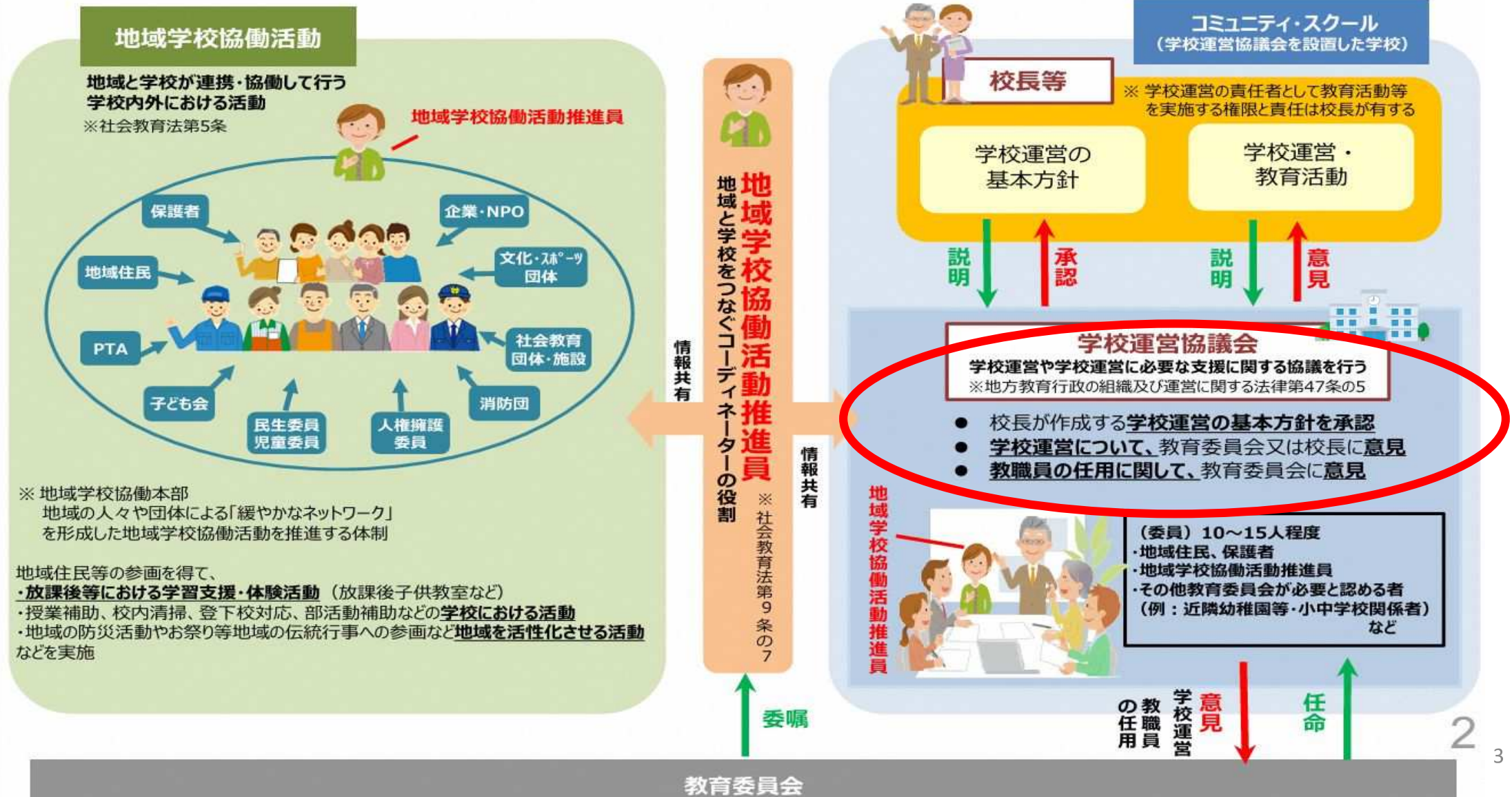
コミュニティ・スクールとは

学校運営協議会を置く学校のこと

学校運営協議会制度の意義

(文部科学省行政資料)

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



学校運営協議会制度の意義

現行学習指導要領の基本的な考え方

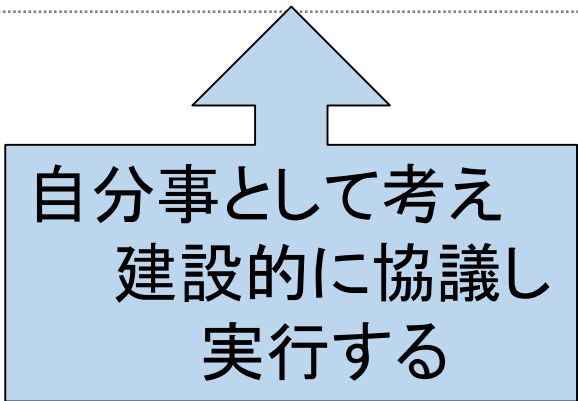
子どもたちに、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの[生きる力]をはぐくむこと

学校のみで対応できるものではない。これからの生涯学習社会においては、すべての教育を学校で担い、完結することを目指すのではなく、学校では、家庭や地域社会などとの密接な連携の下に学校でこそ行うべきことに絞って教育を進めることが重要であり、また、学校教育を終えた後も生涯学び続けていくために、その基礎となる資質や能力の育成を重視する必要がある。

学校運営協議会制度の意義

「学校運営協議会」とは、法に基づき、教育委員会により任命された委員が、一定の権限をもって、学校の必要な運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5)



自分事として考え
建設的に協議し
実行する

R7文部科学省関係課説明資料より抜粋

学校運営協議会制度の意義

学校運営協議会委員の役割

校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。

R8、4月から 業務量管理、健康確保措置に関する事項を含む。

学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べることができる。

教職員の任用に関して、学校運営協議会規則に則り
教育委員会に意見を述べることができる。

〔基本理念〕生涯にわたる学びを通して、
県民一人ひとりのウェルビーイングを高める

教育方針１ 一人ひとりの可能性を引き出す質の高い教育の実現

教育方針２ 多様なニーズに対応したきめ細かな教育と支援の展開

教育方針３ 子どもたちの学びを支える教育環境を構築

教育方針４ 社会の持続的発展に向けて学ぶことのできる機会の提供

教育方針3 子どもたちの学びを支える教育環境を構築

主な施策の方向性（6）

学校の特色と魅力を高め、安全で快適に学べる学校づくり

施策項目① 魅力ある県立学校づくりと魅力の発信

第3期富山県教育大綱(第4期富山県教育振興基本計画)より抜粋

学校運営協議会制度の意義

学校運営に保護者や地域住民等が参画することを通じて、以下の事項を推進。

① 地域の声を活かした学校マネジメントの強化

- 「育てたい子供の姿」を学校・地域が共有し、児童生徒・教職員・保護者・地域住民の声を聞きながら、熟議を通して、学校の教育方針や教育活動に地域のニーズを反映する。
- 教育計画の策定・実施・評価のプロセスの中で、教育活動の成果や課題を学校と地域で共有する。
- 学校と地域が協議、説明責任を果たすことを通じて互いの信頼関係を築き、地域とともにある学校づくりを推進する。

② 地域資源を活かした教育の充実と課題解決

- 保護者や地域住民等が協働するプラットフォームの中で、
 - ・地域の創意工夫を活かした体験的・探究的な学習等を推進し、児童生徒の資質能力の向上を図る。
 - ・子供・学校・地域の課題解決を図ることで、学校を核とした地域づくりを推進する。

学校運営協議会制度の意義

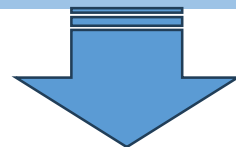
学校運営協議会の主なはたらき

- 学校運営マネジメントサイクルの確立
- 社会に開かれた教育課程の実現
- 学校課題の解決



一人一人の未来の姿

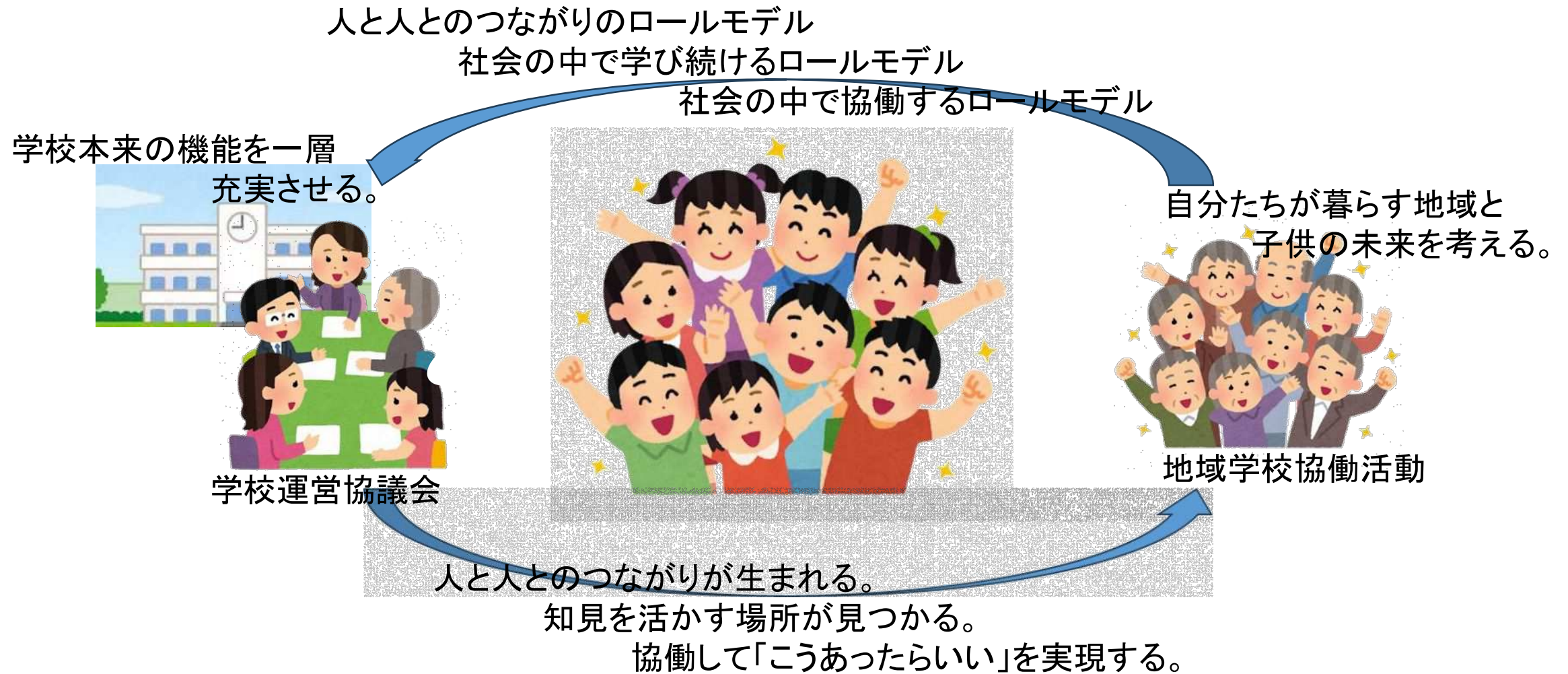
- 地域の中で、協働し地域を支える。
- 生涯を通じて学び、人と関わり続ける。



人づくり、まちづくり、地域の未来づくり

みんなで創る未来

地域とともにある学校づくり と 学校を核としたまちづくり



みんなで創る未来

コミュニティ・スクールの魅力

子供にとっての魅力

学びや体験の充実
地域のよさの実感
身近な大人モデルの存在

地域にとっての魅力

経験や特技を生かす生きがい
学校を核としたつながりができる。
人がつながり地域が活性化

保護者にとっての魅力

地域に対する理解が深まる。
地域の中で子供を育てる安心感
地域の方との人間関係の構築

学校にとっての魅力

「社会に開かれた教育課程」の実現
子供と向き合う時間の確保
生き方を考えるキャリア教育の充実

みんなで創る未来

社会総がかりで子供を育てる仕組みづくり

子供が育つ、大人が育つ、地域が育つ

生涯を通じて学び関わることのモデル化

參考資料

学校運営協議会委員とは

非常勤特別職の公務員に準じる身分を有する。

定められた報酬がある。

校長の意見等を聞き、教育委員会が任命する。

責任と権限をもつ。

守秘義務を遵守する立場である。

合議体として、他の委員と一定の方向性を定めるよう熟議する。

決まった事項について、役割を果たし実行する。

学校評議員制度と学校運営協議会制度との違い

	学校評議員制度	学校運営協議会制度
根拠	学校教育法施行規則 第49条	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5
目的	開かれた学校づくりを推進するため、保護者、地域住民の意向を反映しその協力を得るとともに学校としての責任を果たす。	保護者や地域住民が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させよりよい教育の実現に取り組む。
位置付け	校長が必要に応じて学校運営に関して保護者や地域の方の意見を聞く。 個人としての立場での意見を述べるもので、校長や教育委員会の学校運営に関して直接関与したり、拘束力のある決定をするものではない。	学校運営について、一定の範囲で法的な効果をもつ意思決定を行う合議制の機関。 校長は学校運営協議会が承認する基本的な方針に則って学校運営を実施する。
役割	学校評議員は、校長の求めに応じて、または、必要と認めるときは学校運営に関する意見を述べるができる。	・校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること ・学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べるができる。 ・教職員の任用について、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。